

# センターへのごみの持ち込み

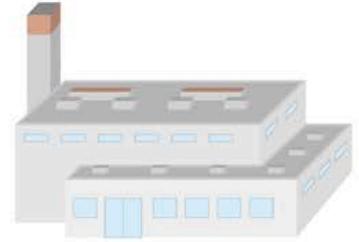
50kgを超える多量のごみは、ひたちなか・東海クリーンセンターまたは東海村清掃センターに直接持ち込んでください。その際は、重量に応じて処理手数料が必要となります。

## 燃えるごみ

ひたちなか・東海クリーンセンターに直接持ち込んでください。

## 燃えないごみ・粗大ごみ・資源物・剪定枝葉(P5参照)

分別し、東海村清掃センターに直接持ち込んでください。



- ごみを袋に入れて持ち込む際は、「透明又は半透明の袋」を使用してください。黒い袋や段ボールでの持ち込みはできません。指定ごみ袋や粗大ごみ処理券は不要です。
- ごみが1,000kg(1トン)以上出る場合は、搬入日の7日前までに清掃センターに届出が必要です。届出後、村職員が現地確認を行った上で搬入指示書を交付しますので、指示書を持参の上、搬入してください。
- 産業廃棄物は清掃センターに持ち込めません。

## 料金表

区分	重量	金額	備考
家庭系一般廃棄物 (資源物を除く)	50kgを超え60kg以下	300円	
	60kgを超える10kgにつき	50円	10kg未満の端数は、10kgに切り上げて計算する
事業系一般廃棄物 (資源物を含む)	50kgを超え60kg以下	780円	
	60kgを超える10kgにつき	130円	10kg未満の端数は、10kgに切り上げて計算する

※50kg以下は無料

## 東海村清掃センターのご利用方法について

- 清掃センターを初めてご利用される際は、係員に免許証等の身分証明書を提示してください(村外から発生したごみの受け入れはできません)
- 正面入口から係員が立つ位置まで車で直進してください(黄色の床が計量器になっています)。捨てにきた物を係員に伝え、係員の指示に従ってください。

## 資源物と不燃・粗大ごみ混合持ち込みの場合

そのままお帰りください



※資源物のみ、不燃・粗大ごみのみ持ち込みの場合、1回目計量後に係員の指示に従って各自持参したものを降ろし、2回目計量後終了。